

災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

北名古屋水道企業団（以下「甲」という。）と北名古屋水道企業団指定工事店協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害等により、甲の水道施設が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において被災した水道施設の応急復旧について、甲が乙の協力を得て、迅速に実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の発生状況により、北名古屋水道企業団の災害対策に関する規程（昭和53年規定第1号）第8条の規定に基づき、乙に応急復旧への協力を要請するものとする。

2 甲は乙に協力を要請する場合は、災害の状況、応援場所、活動内容、人員及び資機材等その他必要な事項を明示した文書により行うものとする。ただし、文書によることが困難なときには、口頭又は電話により要請を行い、後日、文書を送付するものとする。

3 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに応急復旧対策を行うための体制を確立の上、可能な限り甲に協力するものとする。

（報告）

第3条 乙は、応急復旧対策が終了した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲の要請に基づき、乙が実施した応急復旧に要した費用については、甲が定める基準により算出した額を甲が負担するものとする。

（労災補償）

第5条 応急復旧において、乙の組合員及びその従業員（以下「応援事業者」という。）が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（損害賠償）

第6条 応急復旧により、応援事業者が第三者に損害を与えた場合は、甲の責に帰すべき理由により生じたものを除いて、乙が負担するものとする。

（訓練）

第7条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日からの1か月前に甲又は乙から変更の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年3月18日

甲 愛知県北名古屋市薬師寺山浦1番地1
北名古屋水道企業団
企業長 鈴木幸育

乙 愛知県北名古屋市法成寺法師堂52番地
北名古屋水道企業団指定工事店協同組合
理事長 佐藤久